

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年4月24日（平成29年（行情）諮問第155号）

答申日：平成29年6月8日（平成29年度（行情）答申第81号）

事件名：「日・米物品役務相互提供協定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「「日・米物品役務相互提供協定」（2016年9月26日署名）に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省文書管理規則」）につづられた文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援，物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年11月24日付け防官文第19851号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき，本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ，改めてその特定を求める。
- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら，改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条を適用して平成29年4月28日まで開示決定等の期限を延長し、まず、平成28年11月24日付け防官文第19851号により、本件対象文書について開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

- (2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求がされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

- (4) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月30日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年6月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条に規定する特例を適用した上、1回目の決定として「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（本件対象文書）について開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の保有状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、自衛隊と米軍との間において物品・役務を相互に提供する際の決裁手続等の枠組みを定めた協定であり、平成28年9月26日に、外務大臣と駐日米国大使との間で署名が行われたものである。

イ 当該文書については、外務省からPDFファイル形式のデータにより提供を受けたものであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

(2) そこで検討すると、当審査会において、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書は、外務大臣と駐日米国大使との間で署名が行われたものであることが認められ、その記載内容に照らし、諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理であるとはいえず、ほかに本件対象文書についてPDFファイル形式以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書についてPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、諮問庁が、防衛省において本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有していないとしていることは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史